

業庫第23号  
2020年3月19日

歳入代理店引受金融機関本部  
歳入代理店 御中

日本銀行業務局

代理店等事務にかかる証票等の複製等の可能化等について

歳入代理店事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本銀行では、本日付業庫第21号のとおり、ペーパーレス化および事務集約化を軸に、歳入代理店事務の合理化・効率化に取り組んでいるところですが、今般、その一環として、下記1. および同2. を本年4月から実施することとしました。

これら見直しに伴う関係規程の改正につきましては、追ってご連絡します。また、その他の施策についても、実施にあたり改めてご連絡します。

記

1. 代理店等事務にかかる証票等の複製等の可能化……………別紙1. 参照
2. 歳入金等受入事務における保存書類の管理事務の集約可能化……………別紙2. 参照

以上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 (電話：03-3279-1111)

国庫業務企画グループ 小堀 (内線 6070)、山田 (内線 6063)

## 代理店等事務にかかる証票等の複製等の可能化

代理店等が扱った証票等の検索事務等の合理化・効率化を図る観点から、証票等の複製・複写を可能とします。

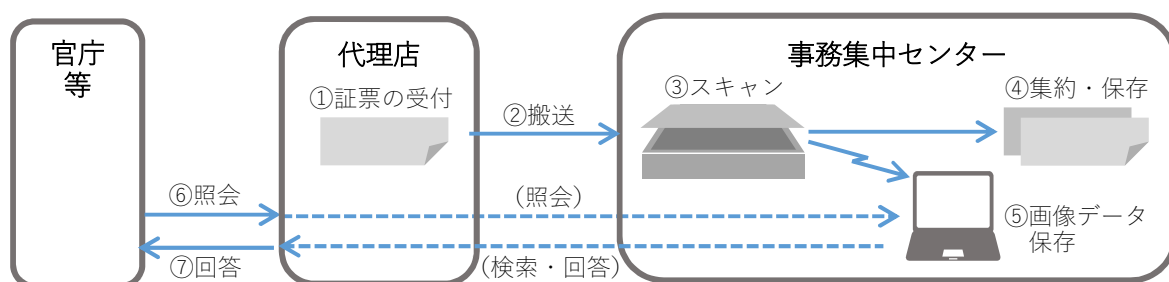
### 1. 複製・複写を可能とする対象

代理店等事務に関するすべての証票（領収控、国庫金振込明細票等）および電子データ（口座振替データ等）を対象として、代理店等事務の遂行に必要な最小限の個人情報に限り、複製・複写を可能とします。

—— 本年4月、「日本銀行代理店等事務にかかる個人情報の取扱いに関する手続」を改正し、日本銀行が特に指示した場合を除き個人情報の複製・複写を禁止する扱いを見直します。

### 2. 本施策の活用例

証票等を複製・複写したデータの活用方法は、同データが代理店等事務に用いられる限り、金融機関の任意としますが、金融機関から寄せられたニーズ等を踏まえると、証票等のデータ化により、次のような事務の効率化が考えられます。



- 証票のスキャニング（画像データ化）により、端末上での証票検索が可能となり、代理店等が扱った国庫金の受払に関する官庁等からの照会対応が効率化。
- 代理店等事務以外で扱った伝票等を電子保管している先においては、代理店等事務でも同様の扱いが可能となり、証票電子化事務が効率化。
- このほか、例えば、仕向店が国庫金振込明細票をスキャニングのうえ、事務集中センターにデータ送信することにより、事務集中センターにおいて、他行宛てテレ為替電文の発信準備等を早期に行うことも可能化。

### 3. 証票等本書の取扱い等

証票等の本書は、現行どおり、所定の期間保管してください。

また、複製・複写を行った個人情報は、前掲の手続を遵守のうえ、厳格に取扱いいただきますようお願いいたします。

## 歳入金等受入事務における保存書類の管理事務の集約可能化

歳入金等を扱った歳入代理店（以下「受入店」といいます。）における領収控等の書類の保存に関する事務の合理化・効率化を図る観点から、保存書類の管理事務について、歳入代理店引受金融機関本部等への集約化を可能とします。

## 1. 集約を可能とする対象

受入店以外の場所に書類を保存する場合における当該書類の管理に関する事務について、歳入代理店引受金融機関本部等で行うことを可能とします。

—— 現在、領収控等については、受入店以外の場所に保存することができる一方、その管理は受入店が行うことを前提に、受入店に文書保管票等を備え付けることをお願いしています。

この点について、本年4月、「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」を改正し、歳入代理店引受金融機関本部等において、受入店が明らかなかたちで保存書類の管理を行うことを前提に、当該本部等に管理事務（文書保管票等の備え付け）を集約できるようにします。

## 2. 本施策の活用例

本施策により、例えば、振替金融機関からの歳入金等の受入れに関する事務について、事務集中センターで、受入書類を処理し、書類の保存を行っている場合には、歳入代理店引受金融機関本部において、保存書類の管理を行うことができるようになります。

